

令和8年度石岡セレクト認証品募集要項

1 趣旨

石岡セレクト認証事業は、石岡市の豊かな自然や文化に育まれた地域資源を活用した数多くの製品の中から、特に優れた製品を「石岡セレクト」として認証して、地域ブランドを確立することで、地域経済の活性化及び市の魅力発信へ寄与することを目的とします。

2 応募対象

- (1) 市内で生産又は製造されるもの。
- (2) 一次産品である場合、ブランド化が可能なもの
- (3) 食品衛生法、食品表示法、酒税法等の法令基準を満たしていること。
- (4) 製造物責任法（PL 法）上の責任を対象とする保険に加入しているか又は加入する予定があること。
- (5) すでに5項目の認証品を有していないこと。

3 応募期間

令和8年8月3日（月）から令和8年9月30日（水）当日消印有効

4 応募方法

石岡セレクト認証申請書に必要事項をご記入の上、石岡市産業戦略部産業プロモーション課へ持参又は郵送、メールで提出してください。申請書は、石岡市公式ホームページからダウンロードするか石岡市産業戦略部産業プロモーション課にてご用意しております。

5 提出書類

- (1) 石岡セレクト認証申請書（原本又は写し）
- (2) 完納証明書（原本又は写し）※発行日から3か月以内とする。
- (3) 食品衛生法、食品表示法及び酒税法等の法令に基づく営業許可等の写し
- (4) 法人の場合については、登記事項全部証明書（原本又は写し）※発行日から3か月以内とする。

6 認証品の認証方法

石岡セレクト認証審査会を開催し、認証基準に適合するか審査を行います。また、必要に応じて、試食及びプレゼンテーション等を行う場合もあります。

7 認証基準

- (1) 信頼性
 - ①高い品質及び安全性が確立されていること
 - ②持続的に提供可能な流通、販売体制を整えていること
 - ③通常営業、代理店販売、臨時イベント等に対応可能な生産量を確保していること

(2) 商品価値

- ①パッケージ又は商品自体が優れたデザインを有していること
- ②話題性、価格、風味等他の地域で生産、製造される類似の商品と比較し、特筆すべきものを有していること
- ③生産（製造）技術、原材料、利用資材等において、こだわりやポリシーが認められること
- ④個包装又はそれに近い形態での販売が可能であること
- ⑤品質と価格のバランスが取れていること

(3) 地域貢献

- ①石岡市の特産品になりうる商品であること
- ②石岡市の知名度、イメージアップへの貢献が期待できること
- ③石岡市の地域活性化に意欲を持つ事業者であること

8 認定期間

認証した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとします。

（認証の有効期間満了後において、引き続き3年間更新することができます。）

9 認証の特典

- (1) 石岡セレクト認証書を交付します。
- (2) 認証品に、市が別に定める「認証マーク」を表示することができます。
- (3) 認証品は、市ホームページや特設ホームページ、広報紙、パンフレット等へ掲載及びイベント等への出品を行います。また、市内外へのPRと販路拡大を支援します。

10 認証の発表

認証された商品の発表については、令和8年11月末までに申請者本人に書面で直接通知するとともに石岡市公式ホームページ上に掲示します。

11 留意事項

- (1) 提示された申請書類は返却しません。
- (2) 申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用しません。
- (3) 申請された商品に関する特別な秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。
- (4) 申請された商品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブル等については自己の責任で解決してください。
- (5) 申請及び審査に要する経費は申請者の負担となります。

12 問い合わせ先

〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市産業戦略部産業プロモーション課

電 話：0299-23-5501 E-mail：sangyou-p@city.ishioka.lg.jp